

< 匿名データ早期提供に向けた対応状況 >

早期提供に向け、これまでの運用実績をベースに匿名化処理基準を策定し、統計委員会における審議の重点化・効率化を図る。

(平成31年2月20日 統計法第35条第2項の規定に基づく審議について改正)

※ 従前は、各調査の匿名化処理を所管省内で検討し、統計委員会へ諮問、匿名データ部会での審議(数回)、答申を経て、作成・提供に至っていた。

